

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 江 上 聖 司 君 | 2 番 | 中 村 ひとみ 君 |
| 3 番 | 安 田 功 君 | 4 番 | 角 田 寛 君 |
| 5 番 | 藤 墳 理 君 | 6 番 | 富 田 栄 次 君 |
| 7 番 | 吉 野 誠 君 | 8 番 | 木 村 千 秋 君 |
| 9 番 | 栗 田 利 朗 君 | 10 番 | 広 瀬 文 典 君 |
| 11 番 | 丹 羽 豊 次 君 | 12 番 | 小 林 敏 美 君 |
| 13 番 | 衣 斐 弘 修 君 | | |

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 川 満 也 君 | 副 町 長 | 若 山 隆 史 君 |
| 総 務 課 長 | 永 澤 幸 男 君 | 企画調整課長 | 早 野 博 文 君 |
| 税 務 課 長 | 橋 本 芳 朗 君 | 健康福祉課長 | 中 島 健 司 君 |
| 住 民 課 長 | 片 岡 兼 男 君 | 建 設 課 長 | 澤 島 精 次 君 |
| 産 業 課 長 | 栗 本 純 治 君 | 上下水道課長 | 高 木 一 幸 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 三 浦 高 雄 君 | 消 防 主 任 | 小 谷 好 廣 君 |
| 教 育 長 | 渡 辺 眞 悟 君 | 教育次長兼 生涯学習課長 | 多 賀 清 隆 君 |
| 学校教育課長 | 桐 山 浩 治 君 | | |

3 職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 木 下 誠 司 | 書 記 | 青 木 隆 一 |
| 書 記 | 高 橋 怜 奈 | | |

4 議事日程

- 日程第1 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第2 議 第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第3 議 第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議 第75号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議 第76号 損害賠償の額を定めることについて

5 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

議長（広瀬文典君） 皆さん、おはようございます。

これより平成24年第 6 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、1 番 江上聖司君、2 番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 報告第 5 号 専決処分の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第 1、報告第 5 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、報告第 5 号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

平成24年 9 月18日、垂井町役場駐車場におきまして、町有自動車相手方自動車と接触し、破損させた事故につきまして、平成24年10月22日、地方自治法第180条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 報告第 5 号 専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況でございます。

去る平成24年 9 月18日午後 1 時20分ごろでございます。この日は、折しも台風16号による大雨で、栗原地内の一部、水田と道路が冠水したという日でしたが、垂井町字神田1530番 8、これは役場駐車場でございます。建設課のカローラバンが現場へ向かうため車庫から庁舎方向へ通路を東進してまいりましたところ、同じ駐車場内から南進して、同じく通路へ出ようとした相手方車両、土地改良のプロボックスでございますが、出会い頭に接触をいたしまして、町有自動車の左前部と相手方の車両の右前部を破損したものでございます。

相手方車両の損害額は、右前部バンパー、グリル、ヘッドランプなど、合計15万4,161円でございます。

過失割合と損害賠償額につきまして、事故発生状況に基づき双方協議の結果、過失割合、当方30%、相手方70%として、相手方損害に対し4万6,248円を支払うことで、10月22日示談が成立をいたしましたので、早速保険申請手続を進める必要から、同日付で地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、本議会に報告するものでございます。

交通安全につきましては、かねてから安全運転管理目標を事務室に掲げまして職員に啓発をいたしてまいったところでございますが、今回このような事故となり、まことに申しわけございません。今後は、より一層事故防止の意識高揚に努めてまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっと、この専決処分につきましてお尋ねいたします。

先ほども言われましたように、この事故発生日、発生につきましては9月議会の最中ですね、9月5日から9月21日まで。そういう中で発生したわけでございますが、20万円未満の自動車の事故ということで、我々には何も聞かされていないわけでございますが、やはり金額が金額云々ではないですが、町長、私はこういう事故でございますので、議会の開催中なんです、18日は。当然最終日、21日等々においても、何らこの事故については私は聞いてないです。まあ聞いてみえる議員さんもみえたかもしれませんが、そんなことでございますので、これを見ますと、いかにも議会を無視したやり方ではないかと、このように思うんです。当然、地方自治法によりますと、専決事項で定めてありますので、垂井町といたしましては平成元年9月21日に、自動車によりましては20万円以下という形の中で議決がなされておりますので、報告云々については我々といたしましてはどうこう言いませんが、先ほども申しましたように、議会中の事故ということを私は重視します。

それと、垂井町の広場、駐車場での出会い頭の事故は、前方不注意等々注意していただければこのような事故は防げたと思うんです。先ほども建設課長が陳謝されておりますが、ぜひとも交通事故等々につきましては、やはり町民の模範としての運転をしていただかなければならないと思いますし、または垂井町自体、事故防止、交通安全はやかましく言っているときでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思っておりますが、町長、その辺の考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議会中の事故にあって報告がなかったというお叱りかと思えます。

この件に関しましては、少し報告がおくれたこともありまして、私どもが認知するのに少し時間がかかったところがございますが、期間中に確知したのは確かでございますので、そのことについて、何らかの機会を捉えて情報を提示するということは当然のことであったと思えます。そのことについて、できなかつたことは大変申しわけなく思っております。今後、適宜状況を捉えて報告をしていきたいと思えますので、お許しをいただきたいと思えます。

また、事故につきましては、この後も出てくるわけでありまして、町に限らず、町全域に対して、やはり今交通事故、岐阜県も昨年死亡事故が非常に少なかったということもありまして、今年度は非常に増加しておる状況にあります。そういった中で、交通安全対策協議会等を通じて啓蒙しておるところでございますけれども、当然範を示す町役場として、そういったことにしっかり取り組んでいくという思いは持っておりますし、先ほど担当課長も申しましたように、各所管においてもそれぞれ申し伝えておるところではございますけれども、やはりちょっとしたすきに起きてしまうというのが現実でございます。今後とも十分注意を払って対処していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思えます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第2 議第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

この条例の上位法である暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 議第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、冒頭町長も申しましたとおり、去る8月1日に暴力団によりますところの不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関係いたします内容について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条文の中身に入らせていただきますが、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表と合わせてごらんいただきたいと思います。

垂井町暴力団排除条例の一部を改正する条例。

垂井町暴力団排除条例（平成24年垂井町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条は、この条例におけますところの用語の定義を規定しておりますが、第6号、暴追センター等の規定中、引用してありました法律の条項ずれによりまして、「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町暴力団排除条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は50万円を追加し、予算総額を86億1,562万7,000円とするものであります。補正いたしますものは、総務費におきまして、補償、補填及び賠償金の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、ただいま上程されました議第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきましての補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、提案説明にもございましたように、第1条に掲げてございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,562万7,000円といたすものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをごらんいただきたいと存じます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目10 諸費、節22、補償、補填及び賠償金でございますが、こちらにつきまして50万円の増額の補正をいたすものでございます。

理由でございますが、残念なことでございますが、例年になく交通事故が多く、なおかつ、その損害賠償1件当たりの額も高額であったということもでございます。そういったことから、予算に不足が生じたわけでございます。後に提案をさせていただきます議第75号及び議第76号の損害賠償金が、事実支払うことができなくなったものでございます。

また、今後予期せぬ賠償金の対応をするためにも50万円の補正を行うものでございますが、特に今回、臨時議会をお願いいたしますのは、議第75号及び議第76号の提案でも御説明いたします損害賠償金の支払いでございますが、この月末までにお支払いを願いたいということの要望がございました。そういったことから、今回臨時議会を開かせていただきまして、今回、この損害賠償金の補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましてはでございますが、5ページ、歳入でございますが、繰越金で財源を充てさせていただいたところでございます。

大変事故等多く、先ほども建設課長が陳謝いたしておりますが、私も交通安全運転管理者を仰せつかっております。今後もより一層、職員には交通安全、事故防止等につきまして周知徹底をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上で、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 何回も済みません。今回、損害賠償で50万円計上されたんですが、こ
としになって定例会で損害賠償の額を定めることについて、多いですね、町長。

先ほども安全運転管理者が言われましたように、どうですか、垂井町の自動車の中へ安全運
転のマニュアル等々を大きく書いて張っていただいて、やはり職員がその車を運転されるとき
には、よく目に入るように安全運転に徹していただきたいと、このように思うんですが、今現
在、この損害賠償は幾ら残っておるんですか、予算残は。後は後でまたお尋ねいたします。ま
あ、よろしくをお願いします。予算残をひとまずお尋ねしておきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問の予算残でございますが、現在のところ3万
4,329円でございます。

以上、残額について御説明をいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第75号 損害賠償の額を定めることについて

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第75号 損害賠償の額を定めることについてを議題といた
します。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第75号 損害賠償の額を定めることについての提案理由を御説明申し上げます。

去る平成24年10月12日、垂井町内のスーパーマーケット駐車場において、町有自動車が、駐車中の相手方自動車に接触し、破損させた事故について、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、学校教育課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

損害賠償の額を定める提案が続きますが、大変恐縮で申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） ただいま上程されました議第75号 損害賠償の額を定めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

去る平成24年10月12日、午前11時30分ごろでございますが、垂井町字追分2289番5地内マックスバリュ垂井店駐車場におきまして、合原小学校3年生の社会見学地、マックスバリュ垂井店を見学した後、駐車場を出るため町有自動車を発車した際、隣に駐車してありました相手方の自動車の右前方角と町有自動車の左後方部分が接触し、破損させたものでございます。大変申しわけございませんでした。

つきましては、この事故に係ります損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議第75号、本来76号もそうなんですけど、中身というよりも、この議案の表題ですが、損害賠償の額を定めることについてと出ております。これは、地方自治法の96条の第1項の13号ということ、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることということで、これはいいと思うんですが、「次のとおり和解し」とあります。和解というのは意思表示であり、また損害賠償というのは確認行為だと思うわけですが、そもそもこの12号と13号とは、法的には別質の性格のものということになると思うんです。ただ、この和解し、損害賠償の額を決め……。結論を言いますが、表題に「和解及び損害賠償」というふうに、セット

で議案名にすべきじゃないかということを探ねるわけです。

というのは、損害賠償の決定と和解というのはよく重複することがあるんですが、先ほど言いましたように、法的には別個のものということで、本来、必ずしも和解だけとか、損害賠償だけということがないとは言えないと思うわけです。和解単独の議決ということもあると思うわけですので、そういったことも含めて、これですと13号の表題ということになると思うわけです。これを一括して別々にせずに、一括して審議しても差し支えないと、法的に違反ではないということはおわかっておるわけですが、本来は「和解及び」というふうにすべきではないかとお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の、これは議第75号 損害賠償の額を定めることについて、並びに、次にも提案されます議第76号の損害賠償の額を定めることについての表題の件の御質問でございます。

確かに富田議員おっしゃられるように、この地方自治法第96条第1項第12号につきましては、損害賠償の額、96条につきましては、もとより議会の議決事項が羅列してある条項でございます。この第1項第12号につきましては和解の部分でございますし、それから、第13号につきましては損害賠償の額を定めることについての議会の議決ということでございます。確かに富田議員おっしゃられるように、この損害賠償の額を定めることについて、本来は和解も入れる必要があるのではなからうかということでございますが、確かに行政実例を見ておりましたも、いろいろなこの表題の仕方があるわけでございます。損害賠償の額を定めることについてということでも決して間違いではございません。しかしながら、この12号、13号につきまして和解ということをこの表題に入れることにつきましては、今後私のほうでも、これは実を言いますと検討しておったところでございまして、年度の途中でこの和解ということを入れるということについてどうなのかということでございますが、この和解というものを入れることによりまして、町長の専決事項の20万円ですね、そちらの規定があるわけでございますが、そちらのほうの規定の改正も及んでくるということでございますので、このあたりにつきましては、年度をもって区切りのいいところで訂正をかけるようなことで進めていきたいと存じますので、御理解をいただきたいと。ただし、この損害賠償の額を定めることについてという表題だけでも決して間違いではございませんので、御理解をいただきたいと。今、富田議員おっしゃられたことにつきましても、今後十分検討してまいりたいと。そして、しかるべき対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 先ほども言われましたが、法的には間違っているとは言っておりません

が、ケース・バイ・ケースで、先ほどの和解の内容につきましてもちょっとよく理解しがたいところがありましたが、町長のお答えにつきまして、ケース・バイ・ケースということで御検討いただくということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 質問ではないですね。

6番（富田栄次君） はい。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 一つお尋ねするんですけども、実際にこれは町有の公用車、職員の久保田ひろみ先生ですか、運転ということで、この場合、社会見学ということで、運転手つきで実際に公用のバスの利用ができなかったかということが、多分運転にふなれなことでこうした事故発生にもつながっているんじゃないかなと思うんです。その点、今後の対応も含めて、この事故は注意すべきことだと思うんですけども、今後の対応について、もし何か対策的なことがあれば御説明いただければというふうに思っております。以上です。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） ただいまの角田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の車の使用につきましては、町有自動車、ワゴンのハイエースでございます。今回の社会見学におきましては、合原小学校3年生の児童5名と教員3名が引率し、町内各所を社会見学のため回ったわけでございます。

従来ですと、町にあります町有のマイクロバスを使用し、各学校はクリーンセンター等、社会見学等へ行っておるわけでございますが、たまたま合原小学校の児童数が少なく、全員で8名ということでございましたので、合原小学校からワゴン車の申請がございました。それで、保険等の確認もしながら使用許可をいただいたところでございます。

普通車でございまして、普通免許があれば運転できるわけでございますが、たまたま児童・生徒、そちらのほうに注意が行って、左後方にあった車を確認せず、気づかずこういった事故が起こったわけでございますけれども、今言われました今後の対応ということでございますが、こういった児童の少ないときの社会見学、マイクロバスを使用するにもなかなか少ないということでございますので、また別の方法ということで、1カ所とかそこらで行かれるんでしたらタクシーの利用とかいうことも考えておるんですけども、この場合、1日をかけて町内各所を回られたりということもございましたので、タクシーの借り上げというのもなかなか難しいところもあるかと思えます。しかし、こういった事故が起こらないよう、その運転について、町の職員が対応するなり何かして対応できたらなということを今考えております。またほかにいい方法がありましたら、その方法を検討していきたいと考えておりますので、よろし

く御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 損害賠償の額を定めることについては、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第5 議第76号 損害賠償の額を定めることについて

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第76号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第76号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

平成24年10月14日、町道表佐126号線におきまして、相手方自動車は道路中央部の陥没箇所を走行した際、破損した事故につきまして、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

損害賠償の額を定めることについてが続きます。この案件につきましては、やはり管理上の問題はございますけれども、今後、やはりいろんな部分についてしっかりと対応していきたいと、十分に気をつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

細部説明はこれからさせます。よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 議第76号 損害賠償の額を定めることについて、補足説明をさせていただきます。

事故の発生状況でございます。事故発生場所は、垂井町表佐地内の幅員7.6メートル、対面2車線の町道でございます。クリーンセンターから相川、高田橋に通じる道路の中間点ほど、中央線付近に、舗装の劣化による穴ぼこが、長さ40センチメートル、幅20センチメートル、深さ10センチメートルが生じておりましたところ、深夜の午前1時ごろ、通りかかった相手方車両の右前輪がはまり、タイヤとホイール1組を破損したものでございます。

翌月曜日に通報を受けまして、建設課職員が事故現場へ急行し、穴ぼこを確認した上、直ちに舗裝修繕をいたしました。あわせて、相手方立会の上、垂井警察署の現場確認、車両確認を行い、事故の届け出をいたしたところでございます。

相手方車両の損害額は、タイヤとホイール1組で、合計3万6,375円でございます。

事故原因でございます。当該道路は、養老方面から大垣北西部方面間を行き交う大型車両の通行が非常に多く、舗装の劣化が早い上に、一たび舗装に欠損が生じると、急激に大きな穴ぼこに成長するというようなことから、未然に発見することができなかったものでございます。しかしながら、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持修繕する責務がございますので、道路管理上の瑕疵であったということでございます。

損害賠償につきましては、事故発生現場の諸条件を考慮しつつ相手方と協議を続けてまいりましたが、深夜の暗がりであったこと、かつ中央線の破線の狭間に穴ぼこが位置していたために非常に視認しがたい状況であったということから、運転者の過失を問うことはできないとの結論に至りまして、損害賠償の額を3万6,375円と定めることについて、今議会の議決をお願いするものでございます。

今後、このような事故防止のために、より一層道路パトロールなど強化に努めてまいります。なお、今回の事故にかかる損害賠償金については、垂井町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険での補填手続を進めてまいりますので、よろしく御審議を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） ただいま建設課長からるる説明がございました。四、五年前になるかと思っておるんですけども、表佐のところ、西濃用水のマンホール、これで事故があったことがあるわけですね。そのときにも、やっぱり道路の見回りをするというようなことを言っておられましたんですが、私はここでちょっと提案をしたいんですが、NPOのこども見守り隊が、しょっちゅう垂井町を回っておるわけですよ。その方にも、こういう道路の陥没とか、そ

ういうところがあったら報告してほしいというようなことを、町長からひとつお願いしたらどうですか。と申しますのは、梅谷に1回あったんですね、杉の木が枯れたと。それが県道へかやるだろうということで、NPOのほうから私のほうにも参りまして、これの所有者は誰のところだということを知られまして、一応言いまして、建設課のほうへ多分行ったと思うんですけど、それでお願いをして切っていただいたというようなことがございますので、NPOのこども見守り隊がしょっちゅう回っておりますので、ひとつ町長からお願いして、ぜひこういうことがあったら町へ言ってほしいというふうをお願いしてはどうかと思うんですけど、その点、町長、答弁をひとつお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 衣斐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずその前に、本当にこの臨時会、賠償のことについてばかりで、大変恐縮に思いますし、申しわけなく思っております。事故、あるいはこういった管理上のことでございますので、十分注意してこれからもまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その対処法として、今、衣斐議員からNPOのこども見守り隊等にも依頼してはどうかという御提案がございました。大変ありがたい御提案かというふうに思います。こども見守り隊に限らず、町内を走ってみえる方、当然に公用車で走る分には絶えず気をつけておるわけでありまして、道路パトロール等を定期的に行っておるわけでありましてけれども、それでもやはり見落とす場合があるということで、やはりこれから、今御提案があったように、NPO以外にも、例えば新聞配達の方でありますとか、郵便関係とか、そういった方々にもやはりお願いをしておくということは必要かと思っております。

そういった形で連携をとりながら、もし何かあったら情報をいただきたいということをお願いすることはやぶさかでございますので、そういった形をこれからはしっかりとつくっていきたく思いますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。ありがとうございました。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今回の臨時会におきましては、損害賠償の額を定めること等々が3件出ておるわけでございますが、先ほども建設課長が言われました、道路パトロールを今後しっかりやる。6月にも池田、三和シャッターの東のマンホール等々、これも道路の瑕疵があったわけでございますが、先ほども先輩議員が言われましたように、NPO法人等々にもお願いするとともに、やはりクリーンセンターの車等でごみ収集の町内を回っている、十分その辺も横の打ち合わせでございますので、その点、町内各課合わせて交通安全に取り組んでいただきたいと思っておりますし、3件こうして出たわけでございますが、町民の皆さんに大変申しわけ

ないと私は思うんですよ。大変な血税をこのような形で使うわけでございますので、その点、町長、これからも十分事故防止に対して徹底していただきたいと思っておりますし、またこれらについても、やはり責任の所在ということも今後出てくると思うんですよ。その点十分お願いしたいと思っております。町長のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の質問にお答えをさせていただきます。

今まで申し上げておりますとおり、たび重なる損害賠償の議決ということで、大変申しわけなく思っております。やはりこれに対応するには、最後の事案は管理上の問題でございます。6月にもあったわけでございますので、こういったことに対して、やはりふだんからの連携というものをしっかりとさらにとっていく必要があると思っておりますし、事故につきましては、どちらかという町内に限らず今回は学校の先生ということもありました。そういった全体を含めて、さらに交通安全の啓蒙を進めていく必要があると思っております。

また、このことにつきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども、交通安全対策協議会、交通安全運動に絡めまして年に4回実施しておりますけれども、そういったところに関係団体の方々にも強くお話をしておるところでございますけれども、今後、さらにこういったものをしっかりと対応していくこと、こういった事例を捉えて適宜しっかりと意識をさらに強めていきたい。やはりその模範となる垂井町職員、関係者がしっかりと範を示していくということが重要でございますので、今後なお一層こういった交通事故撲滅に向けてしっかりと啓蒙していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 損害賠償の額を定めることについては、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第6回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時50分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み